

認知症対応型共同生活介護事業所管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

認知症対応型共同生活介護の外部評価の取扱いについて（通知）

令和 3 年度介護報酬改定に伴い基準省令等が改正され、認知症対応型共同生活介護における外部評価について、従来の外部評価機関による評価と運営推進会議における評価のいずれかを実施する選択制となりました。また、これを受け、「新潟県地域密着型サービス外部評価実施要綱」が改正されました。

これらを踏まえ、長岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第119条第 8 項及び長岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例第88条第 2 項に基づき実施される外部評価について、下記のとおり取扱うこととしますので、お知らせします。

記

1 外部の者による評価（外部評価機関による評価）

(1) 実施方法及び外部評価結果の提出について

従来どおり、別紙 1 「新潟県地域密着型サービス外部評価実施要綱」に基づき実施し、長岡市及び圏域内の地域包括支援センターに「外部評価結果（アウトカム含む）」、「目標達成計画」を提出してください。（長岡市には「自己評価及び外部評価結果公表確認表」を併せて提出）

(2) 自己評価について

要綱第 3 条第 3 項（5）に規定のとおり、外部評価免除の年においても要綱別記に定める自己評価及び目標達成計画の作成を行う必要があります。なお、この場合の自己評価結果の長岡市への提出は不要とします。

2 運営推進会議を活用した評価

別紙 2 「運営推進会議を活用した評価の実施について」を御確認ください。

3 その他

外部評価機関による外部評価の実施を 2 年度に 1 回とすることができる場合の要件のひとつとして「過去に外部評価を 5 年間継続して実施している」ことが必要ですが、要綱第 9 条第 2 項に規定のとおり、運営推進会議を活用した評価を行った場合、継続年数

に算入することはできません。継続年数に算入することができるのは、外部評価機関による評価を行った場合に限られますので、御留意ください。

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 渡邊
電 話：0258-39-2245
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp